

平成29年横瀬町農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 平成29年4月25日(火) 午前10時から10時25分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	3番	富田祐次
会長職務代理者	9番	岸岡広雄
農業委員	1番	浅見孝子
	2番	小室寿徳
	4番	町田恒夫
	5番	町田修一
	6番	今井健司
	7番	木崎泰明
	8番	加藤典男
	10番	冨田哲夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	小河俊夫
	第3	村越聡

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田文利
書記	町田勝一
書記	逸見雅彦

7. 会議の概要

議長 本日は委員全員の方へ出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第4回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員でございますが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名を申し上げます。

10番、富田哲夫委員、1番、浅見孝子委員のご両名をお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございます。会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第7号番号5について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 〔事務局朗読説明〕

議長 事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。上程されました議案第7号番号5について、担当推進委員として所見を申し上げます。

本議案は、先月、3月24日の農業委員会で保留になりました議案です。4月4日、富田会長、町田事務局、今井農業委員、小河4名で、請負業者〇〇〇〇を呼び、事実確認をいたしました。結果は、依頼者、〇〇〇〇氏と業者〇〇〇〇との連絡協議不足でなく、業者〇〇〇〇と埋め土を請け負った業者間の確認不足により、事前着手してしまったとのことでした。

処置といたしまして、申請地〇〇〇〇-〇は、頭大以上の石は撤去すること、隣接土地〇〇〇〇-〇は、土砂を撤去し、農地に戻すことを申しつけ、始末書の再提出を申しつけました。4月23日に今井委員と申請地の現況を再確認いたしましたところ、許される範囲と考えられますので、委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の6番、今井委員、お願いします。

今井委員。

今井委員

6番、今井です。

ただいま推進委員の小河さんが申されたとおりでございますので、多少まだ石が気になる場所もありますけれども、大きいものを十分にどけてありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時 7分

再 開 午前10時 8分

議 長

休憩前に引き続き再開いたします。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

7番。

木崎委員

私のほうから、この許可について、許可書等に対しての疑義はございませんが、ちょっと意見を述べさせていただきたいと思います。

この案件は、前月申請がありまして、保留になった案件でございます。申請地についての工事にかかわる部分というのはよろしいかと思えますけれども、それに伴っての隣地の扱いについて、前回も始末書等添付されまして、申請が上がっていることを考えますと、やはり業者、また所有者の方の農地法に対する認識が低いし、また軽視している部分も多々見受けられます。

そのようなことを考えますと、この申請が上がり、また住宅が完成後、隣地につきましても、やはり農業委員会としましては、農地パトロール等もある程度強化しまして、今後も隣地については継続的に見ていく必要が

あると思います。

以上でございます。

議 長 今のは。
木 崎 委 員 意見です。
議 長 意見でよろしいわけですか。
木 崎 委 員 はい。
議 長 他にございませんか。

9 番。

岸 岡 委 員 9 番ですが、始末書に対しての内容について、意見を申し上げたいと思
いますが、小河推進委員からの報告等によりますと、大変細かい内容まで
処置をとられて今回に至ったという過程を聞きましたが、ここに書かれて
いる始末書によりますと、内容は非常に簡単でありまして、土砂を撤去い
たしましたと申し訳ないというぐらいの内容しか書かれておりません。し
たがいまして、その背景というか、小河推進委員のお話のような細かいお
わび等の文章が欠けているということに対して私は不満なのですが、その
辺についてはどのようにお考えで、この始末書を受理したか、お聞きした
いと思います。

議 長 暫時休憩します。

休 憩 午前 10 時 11 分

再 開 午前 10 時 23 分

議 長 再開いたします。
他に質問ございませんか。

〔「なし」〕

議 長 ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第 7 号番号 5 につきましては、許可相
当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成でございます。ありがとうございます。

よって、議案第 7 号番号 5、農地法第 5 条の規定による許可申請に関す
る件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達するこ
とに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発
言に際して不適當あるいは不備な点がございましたらば、議長において整

理をさせていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもって閉会いたします。ありがとうございました。

(午前10時25分)